

報第 13 号

## 放棄した債権の報告について

下呂市債権管理条例（平成 29 年下呂市条例第 22 号）第 16 条第 1 項の規定により、別紙のとおり市の債権を放棄したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 30 年 9 月 3 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

別紙

債権の名称（担当部署）	放棄事由	人数(人)	件数(件)	金額(円)	放棄年月日
水道料金（上下水道課）	第1号	28	263	850,313	平成29年12月20日
	第1号	1	29	59,756	平成30年3月27日
	第3号	2	5	6,933	
	第4号	20	96	573,723	
	計	51	393	1,490,725	
市営住宅使用料（生活課）	第3号	1	47	1,137,100	平成30年1月11日
土地使用料（財務課）	第4号	1	1	6,625	平成30年3月27日
土地建物貸付料（財務課）	第4号	1	3	1,943,737	平成30年3月27日
合計		54	444	4,578,187	

※件数は、月単位で発生した債権は月単位で、年度単位で発生した債権は年度単位で累計

放棄事由の概要

下呂市債権管理条例第16条第1項

- 第1号 消滅時効に係る時効期間の満了
- 第2号 相続に係る限定承認があった場合で相続財産からの弁済見込なし
- 第3号 相続人不存在又は相続放棄
- 第4号 破産免責等
- 第5号 強制執行後の無資力
- 第6号 徴収停止後の期間経過
- 第7号 生活保護受給者又はこれに準ずる者
- 第8号 債権の存在につき法律上の争いがある場合に勝訴の見込みがない